

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

平成 31 年 3 月 8 日

全国健康保険協会 京都支部
支部長 守殿 俊二

1. 企画競争に付する事項

平成 31 年度(2019 年度) 被保険者特定保健指導委託業務

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められるものであること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められるものであること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められるものであること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、直近 1 年間について保険料に未納がない者であること(健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年金保険料に未納がないこと)。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) 特定保健指導の実施にあたり、実施勸奨業務を適切に遂行することができること。
- (10) 保健師、管理栄養士等の資格を有する者を、事業所へ派遣し、適正な特定保健指導の実施が可能であること。
- (11) 個人情報適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク ISO/IEC 27001、JISQ 27001 のいずれかを取得していること。

3. 契約候補者の選定

「平成 31 年度(2019 年度) 被保険者特定保健指導委託業務に係る企画書募集要領」等に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4. 企画競争説明書等を交付する日時及び場所

- (1) 日 時 平成 31 年 3 月 8 日～平成 31 年 3 月 14 日(木) 15:00
- (2) 場 所 〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634

カラスマプラザ 21 1F

全国健康保険協会京都支部 企画総務グループ (担当) 立松・早田

5. 企画書募集要領等に対する質問の受付及び回答

質問は、下記により電話もしくはFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の担当、連絡先
- (2) 受付期間 平成31年3月14日（木）15：00まで
- (3) 回答 平成31年3月15日（金）15：00までに電話もしくはFAXにて回答を行う。

6. 企画書等の提出期限

- (1) 提出期限 平成31年3月18日（月）12：00
- (2) 提出先 4. (2) に同じ
- (3) 提出方法 直接提出（持参）または、郵送とする。（郵送の場合は、提出期限必着。）

7. 提案会（プレゼンテーション）の開催

有効な企画書等を提出した者から、企画内容の説明を求めるために実施する。

- (1) 日時 平成31年3月27日（水）午前
※詳細な開催時間については、別途連絡を行う
- (2) 場所 〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634
カラスマプラザ 21 1F
全国健康保険協会京都支部 大会議室

8. 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。

9. その他

詳細は、「平成31年度（2019年度）被保険者特定保健指導委託業務 企画競争仕様書」等による。

【本件担当、連絡先】

住所：〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634 カラスマプラザ 21

担当：全国健康保険協会 京都支部

（参加資格等）企画総務グループ 立松・早田

（仕様内容等）保健グループ 坂口

電話：（企画総務）075-256-8630（直通）

（保健）075-256-8635（直通）

FAX：075-256-8670（共通）

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 25 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

（競争に参加させないことができる者）

第 26 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。